

4 指針の運用

(1) 見直しの取り組みにおける留意点

- ・ 市町村は、本指針を活用し、都市計画道路の見直しを実施するものとする。
- ・ 本指針に定める見直しフロー、必要性評価項目、住民との合意形成手法等については、各市町村の実情に応じて、工夫することも必要である。
- ・ 市町村間を連絡する都市計画道路については、並行して隣接市町村及び県と協議し、進めるものとする。

(2) 見直しの時期

- ・ 都市計画道路の見直しについては、速やかに行うものとし、その後、社会情勢の変化や都市を取り巻く状況の変化などに応じ適宜行うこととする。
- ・ 都市計画道路の見直しは、マスタープランの見直しにあわせて行うなど、概ね10年を目途に行うことが望ましい。